

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（お知らせ）

工事現場の熱中症対策に係る経費に関しては「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」により現場管理費の補正を試行しているところですが、国土交通省より「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（参考）」のお知らせがありました。

高知県土木部においては、真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては「日最高気温が28度以上の日」に読み替えて対応することとしますので、お知らせします。

記

1. 適用

令和2年8月17日以降に熱中症対策の協議を行う工事に適用する。